

東条川二期農業水利事業
船木池堤体他改修建設工事

特 別 仕 様 書
(当初)

近畿農政局
東条川二期農業水利事業所

項 目	内 容	備考																										
第1章 総則	東条川二期農業水利事業 船木池堤体他改修建設工事(以下「本工事」という。)の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書」 (URL : https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html) (以下、「共通事項書」という。)に基づいて実施するものとする。 なお、共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。																											
第2章 工事内容																												
1. 目的	本工事は、国営東条川二期土地改良事業計画に基づき、船木池堤体の補強工事及び取水設備等の改修を行うものである。																											
2. 工事場所	兵庫県小野市船木町及び万勝寺町 地内																											
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 (1) ダム諸元 名称：船木池 堤高：31.0m 堤頂長：334.0m 総貯水量：926 千 m3 ダム型式：アースフィルダム (2) 工事範囲 1) 堤体工 <table><tr><td>上流側 押え盛土工</td><td>10,400m3</td></tr><tr><td>下流側 押え盛土工</td><td>7,600m3</td></tr></table> 2) 付帯工 <table><tr><td>取水塔補強工</td><td>1 箇所</td></tr><tr><td>管理橋補強工</td><td>1 箇所</td></tr><tr><td>浸透量観測施設工</td><td>1 箇所</td></tr><tr><td>緊急放水路工</td><td>56.2m</td></tr><tr><td>下流用水路工</td><td>54.4m</td></tr><tr><td>船木池導水路改修工</td><td>97.5m</td></tr><tr><td>船木池分水路改修工</td><td>1 箇所</td></tr></table> 3) 仮設工 <table><tr><td>貯水池内工事用道路造成</td><td>345m</td></tr><tr><td>仮設橋設置撤去工</td><td>2 箇所</td></tr><tr><td>仮締切堤設置撤去工</td><td>一式</td></tr><tr><td>濁水処理工</td><td>一式</td></tr></table>	上流側 押え盛土工	10,400m3	下流側 押え盛土工	7,600m3	取水塔補強工	1 箇所	管理橋補強工	1 箇所	浸透量観測施設工	1 箇所	緊急放水路工	56.2m	下流用水路工	54.4m	船木池導水路改修工	97.5m	船木池分水路改修工	1 箇所	貯水池内工事用道路造成	345m	仮設橋設置撤去工	2 箇所	仮締切堤設置撤去工	一式	濁水処理工	一式	
上流側 押え盛土工	10,400m3																											
下流側 押え盛土工	7,600m3																											
取水塔補強工	1 箇所																											
管理橋補強工	1 箇所																											
浸透量観測施設工	1 箇所																											
緊急放水路工	56.2m																											
下流用水路工	54.4m																											
船木池導水路改修工	97.5m																											
船木池分水路改修工	1 箇所																											
貯水池内工事用道路造成	345m																											
仮設橋設置撤去工	2 箇所																											
仮締切堤設置撤去工	一式																											
濁水処理工	一式																											
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。																											
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工 期：令和6年12月25日から令和10年2月17日まで (余裕期間：契約締結の日から令和6年12月24日まで) ※契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適																											

項 目	内 容	備考
	用しない。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件		
1. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等、月当たり12日を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。	
2. 寒中コンクリート	1) 本工事におけるコンクリート工事で冬期間に施工するものに当たっては、気象の変動を的確に把握し、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート」としての施工を行わなければならない。 2) 発注者が想定している寒中コンクリートの施工期間は、令和6年度は令和6年12月28日～令和7年2月18日である。 3) 受注者は、寒中コンクリートの養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-5に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。	
3. 工程制限	ダムは令和6年12月1日までに兵庫県東播土地改良区（以下、改良区という。）の操作によってEL.81.0mまで落水し、その後工事の進捗にあわせてEL.71.0mまで貯水再開は令和7年6月から開始する予定としている。また、令和7年10月より落水を再開し、11月までにEL.71.0mまで落水し、仮締切堤施工後は、通年施工を想定している。 なお、令和9年4月～6月は第4章2の工事により取水塔のゲート撤去・据付を想定している。	
第4章 現場条件		
1. 土質	本工事の施工場所の土質は、砂質土を想定している。	
2. 関連する工事	本工事と近接する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。 1) 東条川二期農業水利事業 船木池取水設備改修工事（仮称） （施工予定時期：令和8年5月～令和9年12月）	
3. 現場への進入路	本工事現場への進入路は、船木池下流側（市道6306号線）及び上流側（小野加東広域事務組合（湧水苑）敷地内）からの進入を想定している。上流側の進入路については、施設管理者である小野加東広域事務組合との調整により、通行できない時間帯が生じる場合がある。 仮締切堤の鋼製スライドゲートについては改良区が操作する。改良区から操作の連絡があった際は、工事現場内への立ち入りに協力すること。	
4. 地すべり等防止区域	1) 本工事の施工場所は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域を含んでおり、同区域内においては地すべりを助長する行為が制限されている。また、施工中に地すべりの兆候が確認された場合には速やかに監督職員に報告すること。 なお、地すべり防止区域管理者との協議において対策を行う必要が生じた場合は変更追加することがある。 2) 本工事による地すべりへの影響はないものと考えているが、工事期間中以下について確認を行うこととし、地すべりの兆候が確認された場合には速やかに監督職員に報告すること。 なお、確認位置等については監督職員から指示するものとする。 ① 船木池堤体進入路付近の管理用道路舗装面の変状（1回/日の目視確認） ② 船木池堤体進入路付近の固定点の高さ（1回/週の測定）	
5. 第三者に対する措置		
(1) 騒音、振動対策	騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 なお、第三者との協議において防音壁の設置等、対策を講じる必要がある場合には、本工事に騒音、振動調査を変更追加することがある。	

項 目	内 容	備考																								
(2) 濁水対策	ダム堤体工事に伴う濁水対策は想定していないが、濁水処理対策が必要と考えられる場合は監督職員と協議の上、変更追加することがある。なお、ダム落水時に生じる濁水については濁水処理対策を行うものとし、第5章1. 濁水処理対策によるものとする。																									
(3) 保安対策	1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>配置場所</th><th>交通誘導警備員</th><th>編成</th><th>昼夜別</th><th>交代要員の有無</th><th>備考</th></tr><tr><td>小野加東広域事務組合（湧水苑）側進入路ゲート</td><td>1 人/日</td><td>1 名</td><td>昼間</td><td>無</td><td>交通誘導警備員 B</td></tr><tr><td>工事用道路から小野市道 6306 への進入経路</td><td>1 人/日</td><td>1 名</td><td>昼間</td><td>無</td><td>交通誘導警備員 B</td></tr><tr><td>小野市道 6305 線と小野市道 6306 線の交差点</td><td>1 人/日</td><td>1 名</td><td>昼間</td><td>無</td><td>交通誘導警備員 B</td></tr></table>	配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	備考	小野加東広域事務組合（湧水苑）側進入路ゲート	1 人/日	1 名	昼間	無	交通誘導警備員 B	工事用道路から小野市道 6306 への進入経路	1 人/日	1 名	昼間	無	交通誘導警備員 B	小野市道 6305 線と小野市道 6306 線の交差点	1 人/日	1 名	昼間	無	交通誘導警備員 B	
配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	備考																					
小野加東広域事務組合（湧水苑）側進入路ゲート	1 人/日	1 名	昼間	無	交通誘導警備員 B																					
工事用道路から小野市道 6306 への進入経路	1 人/日	1 名	昼間	無	交通誘導警備員 B																					
小野市道 6305 線と小野市道 6306 線の交差点	1 人/日	1 名	昼間	無	交通誘導警備員 B																					
(4) 交通対策	1) 工事施工、資材搬入等で使用される道路等については、一般交通の通行に支障をきたさぬよう工事用車両の運行には十分な注意を払わなければならない。 また、工事用車両は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守しなければならない。 2) 工事用車両は主要資材の搬入搬出及び残土運搬時等において、車両からの流出、飛散を防止しなければならない。 3) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し、修復等が必要な場合には、その補修工事を指示することがある。このため、頻繁に工事用車両の通行する工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならない。なお、受注者の責で道路を損傷した場合は現況復旧を行うこととする。 ただし、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。																									
(5) 現場内への立ち入りの制限等	工事現場の安全確保のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。																									
(6) 土砂流出防止対策	土砂等の搬入及び搬出における土砂流出防止対策について、必要に応じて対策を指示することがある。 なお、現地状況等により、対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。																									
(7) 飛散防止対策	コンクリートはつり等の施工時においては、発生材や使用材料の飛散防止に留意し施工するものとする。 なお、周辺施設や河川の流水等に影響を及ぼすおそれがあると判断される場合には、その対策方法について監督職員と協議するものとする。																									
(8) 豪雨が予想される場合の対応	洪水注意報（1 時間雨量 30mm 以上）以上が発令された時の対応は以下のとおりとする。 1) 工事期間中は気象情報収集のほか、船木池の管理者である土地改良区担当者との連絡を密に行い、流入量の変化に係る情報の収集に努めなければならない。 2) 現場作業中止基準、退避基準及び仮設物の撤去計画の詳細は監督職員と協議するものとする。																									
(9) 安全対策 (架空線等公衆物損事故防止)	共通仕様書(土)第1編3.2.2一般事項1. 施工計画（2）において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければなら																									

項 目	内 容	備考									
	らない。 なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。										
(10) 境界対策	本工事周辺の道路、水路等と隣接する箇所は、既存施設に損害を与えないように十分に注意するとともに、隣接地権者及び関係者とトラブルが生じないよう、十分留意して施工するものとする。 なお、受注者の責によるトラブルが生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。										
(11) 営農対策	工事の施工にあたり、隣接農地における営農及び営農車両の通行に配慮しなければならない。										
6. 保全対象生物への配慮	契約締結後、監督職員が示す保全対象生物（植物）を施工範囲内で発見した場合は、移植方法等を監督職員と協議するものとする。										
第5章 指定仮設											
1. 濁水処理対策	1) ダム落水時には底泥を伴った濁水が放流されるため、ダム下流に濁水処理施設を設け、適切に処理するものとする。 なお、濁水処理が必要なダム落水時とは、取水塔底部に設置されたNo3 ゲート及びNo4 ゲートから取水（EL. 81.0 以深）を行って貯水位を下げる場合である。 2) 底泥を伴った濁水はダム下流洪水吐減勢池に一時貯留されるため、減勢池からポンプにより集水するものとする。 なお、濁水の流入状況によりポンプを追加で設置する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。 3) 濁水処理設備の施設能力は30m³/hr、処理日数は以下を想定している。 現在、凝集材の添加は想定していないが濁水の状況により監督職員と協議するものとする。 <table border="1"> <tr> <th>年度</th><th>日数</th><th>備考</th></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>20 日間</td><td>ダム落水時</td></tr> <tr> <td>令和7年度</td><td>20 日間</td><td>ダム落水時</td></tr> </table> 4) 濁水処理後の排水基準については、環境省の水質汚濁防止法（同法第三条第一項の規定に基づく排水基準を定める省令）を参考とする。 なお、濁度換算値による管理（2回/日測定）を考えている。 浮遊物質量（SS）：200mg/L（日間平均 150mg/L）	年度	日数	備考	令和6年度	20 日間	ダム落水時	令和7年度	20 日間	ダム落水時	
年度	日数	備考									
令和6年度	20 日間	ダム落水時									
令和7年度	20 日間	ダム落水時									
2. 仮設橋設置工	堤体下流及び洪水吐中流部には、図面のとおりに仮設橋を設置するものとする。また、工事期間中は、通行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理をしなければならない。										
3. 仮締切堤設置工	1) 仮締切堤は、第9章 12. 地盤改良工を施工した後、刃金土相当により築堤するものと計画しているが、施工前に地盤及び堆積土の状況を確認し、監督職員に報告するものとする。 2) 仮締切堤工における余水吐（仮設堅樋及び底樋）の設計洪水量は5.4 m³/s である。仮締切堤の貯留水は、農業用水及び上水に利用することを計画している。										
4. 船木池導水路改修工	導水路改修工において、仮設排水管における流出量は4.4m³/s を想定している。導水路改修箇所の管理用道路にはVU φ350 の上水仮廻し管を設置しており、工事に当たっては上水仮廻し管を保護し施工すること。 現地の状況にやむを得ず、布設替えをするときは監督職員と協議するものとする。										
5. 工事用道路	1) 一般事項 受注者は、図面に基づき、工事用道路を整備しなくてはならない。また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなくてはならない。 2) パイロット道路 敷砂利は、クラッシャーラン（C-40）により仕上がり厚10cm とし、施工条件に合った転圧機械により締め固めなければならない。										

項 目	内 容	備考														
第6章 工事用地等	3) 貯水池内工事用道路 ① コンクリート舗装は、パイブレータ等で十分締固めた後養生しなければならない。 なお、舗装表面はほうき目仕上げとする。 ② コンクリート舗装に当たっては、延長10mに1箇所の割合で目地を設けるものとする。 ③ 路盤は、粒度調整碎石（M-40）により仕上がり厚20cmとし、施工条件に合った転圧機械により締め固めなければならない。															
	1. 発注者が確保している用地 1) 受注者は、別添図面に示す工事用地において、資材仮置場を設置するものとする。 2) 資材仮置場の設置撤去に当たり、受注者の責に起因する既設構造物の沈下、破損等が生じた場合は、受注者の責により原形復旧を行うものとする。 また、工事期間中、資材仮置場等について、受注者が適正な管理を行うものとする。															
	2. 工事用地等の使用及び返還 発注者が確保を予定している工事用地等については、工事施工に先立ち、監督員立会いの上、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。 また、工事完了後土地の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者、受注者及び関係地権者立会いのもとに承諾を得た上、返還するものとする。															
第7章 工事用電力	3. 受注者の裁量による工事用地等 発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。 また、工事完了後、地権者等に土地の返還がなされたことが確認できる書類を監督職員に提出するものとする。															
	本工事に使用する電力は、受注者の責任において準備及び負担しなければならない。															
第8章 工事用材料	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。															
1. 規格及び品質	1) 管材 塩化ビニル管（VU）φ75、φ100、φ300、φ450 JIS K 6741 ダクタイル鋳鉄管（DCIP） K 形 φ800 JDPA G 1027 NS 形 φ300、φ800 JDPA G 1042 高密度ポリエチレン管 φ300、φ500、φ1000 2) 砕石材 碎石 C 40、S 40 JIS A 5001 粒調碎石 M 40 JIS A 5001 再生碎石 RC-40 割栗石 15～20cm 砂（SF 相当以上） 3) コンクリート コンクリートはJIS A 5308 レディーミクストコンクリートとし種類は次のとおりとする。															
	<table><tr><th>種 類</th><th>呼び強度 (N/mm2)</th><th>スランプ (cm)</th><th>粗骨材の 最大寸法 (mm)</th><th>水セメン ト比 W/C(%)</th><th>セメント の種類に よる記号</th><th>使用目的</th></tr><tr><td>無筋コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>25</td><td>65 以下</td><td>BB</td><td>均しコンクリート</td></tr></table>	種 類	呼び強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメン ト比 W/C(%)	セメント の種類に よる記号	使用目的	無筋コンクリート	18	8	25	65 以下	BB	均しコンクリート	
種 類	呼び強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメン ト比 W/C(%)	セメント の種類に よる記号	使用目的										
無筋コンクリート	18	8	25	65 以下	BB	均しコンクリート										

項 目	内 容							備考
	無筋コンクリート	18	8	40	65 以下	BB	基礎コンクリート 天端コンクリート	
	無筋コンクリート	24	5	40	60 以下	BB	貯水池内工事用道路	
	鉄筋コンクリート	24	12	25	60 以下	BB	水路工 等	
グラウンドアンカー設置で使用するグラウト材は次のとおりとする。								
種 類		設計基準強度 (N/mm2)	許容付着応力度 (N/mm2)		水セメン ト比 W/C(%)		使用目的	
セメントペースト		24	0.800		40～55%		グラウト材	
鋼板巻立ての裏込め材として使用する無収縮モルタルは、次に示す品質を有しているものである。								
試験項目		試験方法		単位		規格		
圧縮強度		JIS A 1108		N/mm2		25.0 (3 日) 45.0 (28 日)		
J ロート		J14 漏斗流下試験		秒		8±2		
4) 鋼材								
鉄筋コンクリート用棒鋼 ： JIS G 3112 SD295、SD345								
整流板 SUS304 600×350×1.5								
測定堰（三角堰） SUS304 90° 600×350×5								
補強鋼板 SM570 JIS G 3106								
補強鋼板固定用アンカーボルト SD345								
グラウンドアンカー F270TA PC 鋼より線 19×φ11.1mm								
ため池栓 φ100 青銅製								
仕切弁 φ100 水道用 (0.74MPa)								
鋼製スライドゲート 300×300 四方水密								
5) コンクリート二次製品								
U 型側溝 300B								
積ブロック 練積 控え 350mm								
プレキャスト集水桝 内寸 600×600								
マンホール蓋付枠 200×φ400								
マンホール側塊 300×φ400 φ480、300×φ480、200×φ480 φ630								
大型張りブロック JIS A 5406 1000×1000								
フェンス基礎ブロック 180×180×450、300×300×600、300×300×500								
組立式箱型マンホール 1800B 型 (1800×1800×1200, 1800×1800×1500)								
6) その他								
FRP 覆蓋 2800×1500、2700×2000								
水位計 (GY 式精密)								
目地材 エラスチックフィラーt=10mm、t=20mm、エラストイト t=10mm								
止水板 CF - 200								
ダウエルバー D16								
ウィーブホール VUφ50、φ75、φ100、集水フィルター								
プルボックス SUS 防水型、200×200×100、100×100×100								
電線管 G22								

項 目	内 容	備考																														
	タラップ D19、W=300、合成樹脂被膜 ネットフェンス H=1.5m ネットフェンス門扉 片開 W=1.0m、H=1.5m 転落防止柵 H=1.1m、縦格子型 かごマット 多段積型 C型 50 cm×100 cm 吸出し防止材 不織布 t=10 mm 布製型枠 t=100 大型土のう 1.00m×1.00m エポキシ樹脂（アンカーボルト充填材） 埋設表示テープ（農業用水路管）文字入り 黄色 B=150 土木シート 引張強度 980N/5 cm以上																															
2. 見本又は資料 提出	受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合にはこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。 主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。 <table><tr><th>材 料 名</th><th>提 出 物</th></tr><tr><td>管材</td><td>カタログ</td></tr><tr><td>コンクリート</td><td>試験成績書、示方配合表</td></tr><tr><td>鋼材</td><td>カタログ、試験成績書、ミルシート</td></tr><tr><td>砕石材等</td><td>試験成績書</td></tr><tr><td>補強鋼板</td><td>試験成績書、ミルシート、製作図</td></tr><tr><td>無収縮モルタル</td><td>カタログ、品質証明書</td></tr><tr><td>防錆工塗布材料</td><td>カタログ、品質証明書、試験成績書</td></tr><tr><td>アスファルト混合物</td><td>試験成績書</td></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>カタログ</td></tr><tr><td>アンカーボルト</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr></table>	材 料 名	提 出 物	管材	カタログ	コンクリート	試験成績書、示方配合表	鋼材	カタログ、試験成績書、ミルシート	砕石材等	試験成績書	補強鋼板	試験成績書、ミルシート、製作図	無収縮モルタル	カタログ、品質証明書	防錆工塗布材料	カタログ、品質証明書、試験成績書	アスファルト混合物	試験成績書	コンクリート二次製品	カタログ	アンカーボルト	カタログ、試験成績書									
材 料 名	提 出 物																															
管材	カタログ																															
コンクリート	試験成績書、示方配合表																															
鋼材	カタログ、試験成績書、ミルシート																															
砕石材等	試験成績書																															
補強鋼板	試験成績書、ミルシート、製作図																															
無収縮モルタル	カタログ、品質証明書																															
防錆工塗布材料	カタログ、品質証明書、試験成績書																															
アスファルト混合物	試験成績書																															
コンクリート二次製品	カタログ																															
アンカーボルト	カタログ、試験成績書																															
3. 監督職員の 検査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。 ただし、監督職員の承諾を得た場合は、写真撮影等によりこれに代えることができる。 なお、その他の材料は、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員から請求があった場合は、これに応じなければならない。 <table><tr><th>材料名</th><th>検査・試験項目</th><th>備考</th></tr><tr><td>管材</td><td>外観・寸法</td><td>搬入時 抽出検査</td></tr><tr><td>鋼材</td><td>外観・寸法</td><td>搬入時 抽出検査</td></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>外観・寸法</td><td>搬入時 抽出検査</td></tr><tr><td>生コンクリート</td><td>スランプ、空気量、塩化物含有量</td><td>構造物打設前(1回)</td></tr><tr><td>補強鋼板</td><td>外観・寸法</td><td>搬入時</td></tr><tr><td rowspan="3">鋼板巻立て工用裏込め材 (無収縮モルタル)</td><td>圧縮試験</td><td>ブランク</td></tr><tr><td>J ロート</td><td>現場搬入時</td></tr><tr><td>袋外観、数量</td><td>施工完了後（空袋）</td></tr><tr><td rowspan="2">防錆材料</td><td>付着強度試験</td><td>施工完了後</td></tr><tr><td>袋外観、数量</td><td>施工完了後（空袋）</td></tr></table>	材料名	検査・試験項目	備考	管材	外観・寸法	搬入時 抽出検査	鋼材	外観・寸法	搬入時 抽出検査	コンクリート二次製品	外観・寸法	搬入時 抽出検査	生コンクリート	スランプ、空気量、塩化物含有量	構造物打設前(1回)	補強鋼板	外観・寸法	搬入時	鋼板巻立て工用裏込め材 (無収縮モルタル)	圧縮試験	ブランク	J ロート	現場搬入時	袋外観、数量	施工完了後（空袋）	防錆材料	付着強度試験	施工完了後	袋外観、数量	施工完了後（空袋）	
材料名	検査・試験項目	備考																														
管材	外観・寸法	搬入時 抽出検査																														
鋼材	外観・寸法	搬入時 抽出検査																														
コンクリート二次製品	外観・寸法	搬入時 抽出検査																														
生コンクリート	スランプ、空気量、塩化物含有量	構造物打設前(1回)																														
補強鋼板	外観・寸法	搬入時																														
鋼板巻立て工用裏込め材 (無収縮モルタル)	圧縮試験	ブランク																														
	J ロート	現場搬入時																														
	袋外観、数量	施工完了後（空袋）																														
防錆材料	付着強度試験	施工完了後																														
	袋外観、数量	施工完了後（空袋）																														

項 目	内 容				備考
第9章 施工 1. 一般事項 (1) 水準点等 (2) 検測又は確認 (施工段階確認)	本工事の水準点及び基準点は、図面に示すとおりである。 1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。 ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに 応じなければならない。 3) 下表の（重点監督）は、低入札価格調査制度における調査対象工事とする。				
	工 種	確認内容	確認時期 （一般監督）	確認時期 （重点監督）	備考
	掘削	床付け状況、基準高さ	初期床付け完了時	同左	
		地質状況	地質変化時	同左	
	均しコンクリート、基礎碎石、ベースコンクリート	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所	同左	
	鉄筋組立	かぶり、中心間隔	フチング部、柱部、梁部の初期施工段階で各1箇所	同左	
	コンクリート構造物工	幅、厚さ、高さ	型枠脱枠後	同左	
	大型張ブロック	厚さ	初期施工段階で1箇所	200m につき 1 箇所以上、200m 未満は 2 箇所	
	碎石基礎	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所	初期施工段階で 2 箇所	
	現場打開水路	厚さ	1 スパン目施工段階で 1 箇所、以降断面変更毎に 1 箇所	同一断面 10 スパンにつき 1 箇所以上、10 スパン未満は 2 箇所	
	管水路基礎 （砂基礎等）	高さ 幅	初期施工段階で1箇所	500m につき 1 箇所以上、500m 未満は 2 箇所	
	管水路 （ダクタイル鋳鉄管）	基準高	初期施工段階で1箇所	500m につき 1 箇所以上、500m 未満は 2 箇所	
	管水路 （硬質塩化ビニル管）	埋設深	初期施工段階で1箇所	500m につき 1 箇所以上、500m 未満は 2 箇所	
	鋼板巻立工	アンカーボルト	削孔径、削孔深さ	初期施工段階で1箇所	同左
		鋼板現場溶接	探傷試験	初期施工段階で1箇所	同左
		充填材	打音検査、施工状況	初期施工段階で1箇所	同左
		防錆塗装	膜厚、外観	初期施工段階で1箇所	同左
	盛土	高さ、幅	初期施工段階で1箇所	同左	
	切土	高さ、幅	初期施工段階で1箇所	同左	
	グラウンドアンカー	基準高さ、偏心 削孔深さ	1 本目削孔完了時	同左	
	管理橋補強工アンカー	基準高さ、偏心 削孔深さ	1 本目削孔完了時	同左	
	落橋防止工アンカー	基準高さ、偏心 削孔深さ	1 本目削孔完了時	同左	

項 目	内 容					備考
	工 種	確認内容	確認時期 (一般監督)	確認時期 (重点監督)	備考	
	地盤改良	改良深、改良幅	初期施工段階で1箇所	初期施工段階で2箇所以上		
	仮設道路	幅、高さ (EL)	設置完了時点で1箇所	同左		
(3)既設構造物に対する措置	本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。					
(4)設計図書等の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。					
(5) 中間技術検査	1) 発注者から中間技術検査を実施する旨の通知を受けた場合には、従わなければならない。 2) 中間技術検査を受ける場合は、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳表を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は、従わなければならない。 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。					
(6)既済部分検査	受注者は、既済部分検査により確認した出来形部分の引渡しは行わないものとし、引渡しまで善良な管理を行うものとする。					
2. 建設資材廃棄物等の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。					
	建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分	
	コンクリート殻 (有筋)	松本砕石(株)	加古川市志方町細工所字門下垣内 1129 番地 7 外 2 筆	8:00～ 16:45	再資源業者	
	コンクリート殻 (無筋)	三幸開発(株)	小野市下来住町字知子谷 667 番地 8	8:00～ 16:45	再資源業者	
	As 殻	福田道路(株)	小野市菅田町南野 739 番 154 他 5 筆	8:00～ 17:00	再資源業者	
	木くず (直径 10cm 以上、長さ 1m 以上幹)	三田チップ(株)	三田市西野上 828 番地 3	8:00～ 16:30	再資源業者	
	木くず (上記以外の幹)	(株)宮下木材	加東市新定 315 番地	8:30～ 16:30	再資源業者	
	木くず (枝葉)	(株)新宮クリーンランド	姫路市別所町佐土奥関切谷 1304 番地 他 3 筆	8:30～ 17:00	再資源業者	
	廃プラスチック (シート類)	(株)環境保全センター	兵庫県神戸市西区神出町東字座頭谷 1227-1	8:30～ 16:30	再資源業者	
	土砂 (砂質土・粘性土)	小豆島フェニックス(株)	三木市細川町高畑 154-2 外 6 筆	8:00～ 16:30	再資源業者	

項 目	内 容					備考																					
	土砂（改良土）	大起建設工業(株)	三田市大川瀬字大谷 1405	8:00～ 17:00	再資源業者																						
	受注者は、「資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規定について（令和6年5月28日付け国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知）」に基づき適正な搬出先への確実な搬出を行い、その内容を監督職員へ報告すること。																										
3. 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th><th>作 業 内 容</th><th>分別解体等の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①仮設</td><td>仮設工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>②土工</td><td>土工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>③基礎</td><td>基礎工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑥その他</td><td>その他の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □作業・機械作業の併用</td></tr> </tbody> </table>					工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □作業・機械作業の併用	
工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法																									
①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																									
②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																									
③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																									
④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																									
⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																									
⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □作業・機械作業の併用																									
4. 準備工	1) 労務及び作業用機械器具類は工程を十分検討の上、工期内に工事実施の可能な能力のあるものを準備し、特に作業機械は常に点検整備を行ない、故障等により工事に支障をきたすことのないように十分留意しなければならない。 2) 契約後、監督員の承諾を得た上で、丁張をかけて設計図書及び用地等について監督員の確認を受けなければならない。 3) 船木池堤体右岸伐採工の樹木伐採範囲は図面に示す範囲とする。																										
5. 土工 (1) 掘削	1) 掘削土については、一部を押え盛土に流用するものとする。 2) 掘削及び床掘に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生、又はそのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。																										
(2) 埋戻し及び盛土	築堤工以外の構造物隣接箇所等の埋戻し及び盛土は、一層の仕上り厚が30 cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で最大乾燥密度（D 値）の95%以上の締固めを行わなければならない。																										
6. 取水塔耐震補強工 (1) 鋼板巻立て工	1) 設計図書に基づき、鋼板の割付製作図を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。 2) アンカー孔及び注入孔等の穴あけ加工、鋼材の折曲げ加工は、工場で行うことを原則とする。 3) アンカー孔の削孔に当たっては壁面に対して直角になるよう施工しなければならない。 4) 鋼板の現場継手は、溶接施工条件等を検討の上、開先形状を決定し、現場溶接を行うものとする。 5) 裏込材注入 ①裏込材注入の施工に当たっては、既設コンクリート面の清掃を行い、汚れが無いようにしておかなければならない。 ②裏込材注入は、鋼板の背面に滞留水がないように排水した上で行わなければならない。 ③裏込材注入作業に先立ち、監督職員へ注入ブロック割り計画書を提出し、承諾を得なければならない。																										

項 目	内 容	備考															
(2)取水塔基礎補強工	い。 ④吸水防止剤の要否について監督職員と協議を行うものとする。																
	1) 施工に当たっては、施工対象構造物の実測寸法及び鉄筋探査機等を用いて主筋及び配力筋の位置を調査し、その結果を監督職員に報告するものとする。 なお、調査結果が設計図書と大幅に相違する場合は、監督職員と協議するものとする。																
	2) グラウンドアンカーの施工に先立ち、取水塔基礎に近接した位置において調査ボーリングにより支持地盤（硬岩）の地耐力等を確認するものとし、調査数量は以下を想定している。																
	<table><tr><th>調査・試験項目</th><th>規格・寸法</th><th>単位</th><th>数量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>ボーリング調査 (機械ボーリング)</td><td>φ66、オールコア 硬岩</td><td>m</td><td>14.0</td><td>硬岩 14m 確認して堀止</td></tr><tr><td>原位置試験 (標準貫入試験)</td><td>岩</td><td>回</td><td>14.0</td><td></td></tr></table>	調査・試験項目	規格・寸法	単位	数量	備 考	ボーリング調査 (機械ボーリング)	φ66、オールコア 硬岩	m	14.0	硬岩 14m 確認して堀止	原位置試験 (標準貫入試験)	岩	回	14.0		
	調査・試験項目	規格・寸法	単位	数量	備 考												
	ボーリング調査 (機械ボーリング)	φ66、オールコア 硬岩	m	14.0	硬岩 14m 確認して堀止												
	原位置試験 (標準貫入試験)	岩	回	14.0													
	3) グラウンドアンカーの施工に当たっては、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説」（地盤工学会）によるものとする。																
	4) グラウンドアンカーの非定着部は、防食処理を行うとともにシーースにより被覆し、グラウト材と絶縁しなければならない。																
	5) グラウンドアンカーの施工は、ロータリーパーカッション式ボーリングマシンによる二重管掘削工法を計画しているが、地質その他施工条件等により変更する場合は、監督職員と協議するものとする。																
7. 管理橋補強工 (RC 巻立)	1) 施工に先立ち、既設構造物の寸法確認と鉄筋探査を実施し、アンカーの設置位置の確認を行うものとする。なお、アンカー設置位置を大幅に変更する必要がある場合は、監督職員と協議を行うものとする。 2) コンクリート打設に先立ち、既設構造物の下地処理としてチッピング処理を行うものとする。 3) 鉄筋アンカー工の施工に当たり、削孔長、定着長について 10 章 2. (2) 3) に定める管理を行うものとする。また、鉄筋アンカー工の固定は樹脂系接着剤を使用し、十分に養生を行った後に 10 章 2. (2) 3) に定める引張試験を行うものとする。 4) 樹脂系接着材は、施工完了時の空袋又は空缶数量については確認を行うものとする。 5) 既設コンクリートと新設コンクリートの打継目は雨水等が浸透しないようにシーリング処理等を行うものとする。																
8. 落橋防止工	1) 施工に先立ち、既設構造物の寸法確認、鉄筋探査を実施し、アンカーの設置位置確認を行い、監督職員に報告を行うものとする。 なお、鉄筋探査の結果、削孔位置の変更が必要な場合は、監督職員と協議を行うものとする。 2) アンカーボルト工の施工にあたり、削孔長、定着長について 10 章 2. (2) に定める管理を行うものとする。 また、アンカーボルトの固定は樹脂系接着剤を使用し、十分に養生を行った後に 10 章 2. (2) 3) に定める引張試験を行うものとする。																
9. 工事現場発生品	本工事によって発生する鋼材等の現場発生品については、重量を計測した上で現場発生材報告書を作成し提出するとともに、別途監督職員が指示する場所に集積し確認を受けるものとする。																
10. 再生資源等の利用	受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。																
	<table><tr><th>資 材 名</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr><tr><td>再生加熱アスファルト混合物</td><td>再生密粒度アスコン(13)</td><td>使用箇所 分土工附帯構造物</td></tr><tr><td>再生クラッシュラン</td><td>RC-40</td><td>使用箇所 工事用道路、工事用地 等</td></tr></table>	資 材 名	規 格	備 考	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	使用箇所 分土工附帯構造物	再生クラッシュラン	RC-40	使用箇所 工事用道路、工事用地 等							
資 材 名	規 格	備 考															
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	使用箇所 分土工附帯構造物															
再生クラッシュラン	RC-40	使用箇所 工事用道路、工事用地 等															

項 目	内 容	備考																																																											
11. 築堤工 (1) 一般事項	1) 押え盛土は、事前に締固め試験を実施し、試験結果に基づいて施工するものとする。 2) 盛立材料の中には、草木根等の有機物や不純物、氷雪等の有害物を介在・混在させてはならない。 3) 盛立材料の試験値が施工管理基準値を満足しない場合には、その原因を究明するとともに、再施工等の処置を行うものとする。 4) 監督職員が不適材料と判断した場合は、その指示により、直ちに場外へ除去搬出するものとする。 また、盛立後において気象の影響（降雪・凍上等）を受け、その性質が変化・悪化したと判断される場合についても同様であり、この場合の措置については、監督職員と協議を行うものとする。 5) 盛立に当たって留意しなければならない事項は次のとおりとする。 ① 凍結した材料は、各ゾーンの盛立に使用してはならない。 ② 盛立現場から取り除いた材料を調整し再使用する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 ③ 盛立は、ほぼ水平な形状で施工することを原則とする。 ④ まき出し、転圧は堤体軸に平行に行うことを原則とする。 ⑤ 転圧機械は、できるだけ一定の低速度で走行し、急旋回してはならない。 ⑥ ローラのわだちは、隣接するわだちと十分重複させて転圧するものとし、わだち間に未転圧又は、所要転圧回数以下の部分を残してはならない。 ⑦ 監督職員が転圧不十分と判断した場合は、材料の置換又は転圧回数の追加を指示することがある。 ⑧ 構造物周辺の転圧は、堤体軸に直交することも止むを得ないが、その範囲は必要最小限とし、急旋回転圧は避けなければならない。 ⑨ 盛立に関する盛立基準等詳細については、盛立試験結果を踏まえた盛立計画を作成の上、監督職員の承諾を得るものとする。 ⑩ 構造物周辺の締固めは施工条件に合った小型締固め機械により行うこととするが、これらによる締固めが不可能な箇所は突き棒等により入念に施工しなければならない。 なお、下流側押え盛土の施工含水比は所要のD値を満足する範囲で、極力wet側になるよう調整するものとし、接合するコンクリート構造物は、盛土前に十分湿らせておくこと。																																																												
(2) 盛立材料等	1) 盛立等材料等は、以下に示すとおりである。 <table><tr><th>番号</th><th>区分</th><th>材 料</th><th>使用工種</th><th>仮置場</th></tr><tr><td>①</td><td>上流側</td><td>砕石（C-40）</td><td>押え盛土工</td><td>購入砕石</td></tr><tr><td rowspan="3">②</td><td rowspan="3">下流側</td><td>ランダム土</td><td>押え盛土工</td><td>下流堤体発生材</td></tr><tr><td>砕石（C-40）</td><td>下流フィルター</td><td>購入砕石</td></tr><tr><td>砕石（S-40）</td><td>下流水平ドレーン</td><td>購入砕石</td></tr></table> 2) 盛立等材料等の品質 上記1）の盛立等材料は、以下の値を満足するものでなければならない。以下の値の材料が確保できない場合には、監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th rowspan="3">番号</th><th rowspan="3">材料</th><th rowspan="3">細粒分 含有率 0.075mm以下</th><th colspan="4">堤体設計値</th><th rowspan="3">透水係数 (cm/s)</th></tr><tr><th colspan="2">単位体積重量 (kN/m³)</th><th rowspan="2">C' (kN/m²)</th><th rowspan="2">φ' (°)</th></tr><tr><th>湿潤</th><th>飽和</th></tr><tr><td>①</td><td>押え盛土 (C 40)</td><td>5%以下</td><td>20.00</td><td>22.10</td><td>0.0</td><td>42.0</td><td>1×10⁻³以上</td></tr><tr><td>②</td><td>ランダム土</td><td>約30～40%</td><td>18.9</td><td>19.20</td><td>7.0</td><td>31.0</td><td></td></tr><tr><td>③</td><td>仮締切堤 (刃金土相当)</td><td>約20～40%</td><td>18.6</td><td>18.7</td><td>11</td><td>26</td><td>5×10⁻⁵以下</td></tr></table> ランダム土については、既設堤体発生材を一部流用することとしているが、流用土と処分土の仕分け方法は、事前に監督職員と協議するものとする。	番号	区分	材 料	使用工種	仮置場	①	上流側	砕石（C-40）	押え盛土工	購入砕石	②	下流側	ランダム土	押え盛土工	下流堤体発生材	砕石（C-40）	下流フィルター	購入砕石	砕石（S-40）	下流水平ドレーン	購入砕石	番号	材料	細粒分 含有率 0.075mm以下	堤体設計値				透水係数 (cm/s)	単位体積重量 (kN/m³)		C' (kN/m²)	φ' (°)	湿潤	飽和	①	押え盛土 (C 40)	5%以下	20.00	22.10	0.0	42.0	1×10 ⁻³ 以上	②	ランダム土	約30～40%	18.9	19.20	7.0	31.0		③	仮締切堤 (刃金土相当)	約20～40%	18.6	18.7	11	26	5×10 ⁻⁵ 以下	
番号	区分	材 料	使用工種	仮置場																																																									
①	上流側	砕石（C-40）	押え盛土工	購入砕石																																																									
②	下流側	ランダム土	押え盛土工	下流堤体発生材																																																									
		砕石（C-40）	下流フィルター	購入砕石																																																									
		砕石（S-40）	下流水平ドレーン	購入砕石																																																									
番号	材料	細粒分 含有率 0.075mm以下	堤体設計値				透水係数 (cm/s)																																																						
			単位体積重量 (kN/m³)		C' (kN/m²)	φ' (°)																																																							
			湿潤	飽和																																																									
①	押え盛土 (C 40)	5%以下	20.00	22.10	0.0	42.0	1×10 ⁻³ 以上																																																						
②	ランダム土	約30～40%	18.9	19.20	7.0	31.0																																																							
③	仮締切堤 (刃金土相当)	約20～40%	18.6	18.7	11	26	5×10 ⁻⁵ 以下																																																						

項 目	内 容					備考																																						
(3)盛立試験	3) 巨礫の除去 堤体の盛立材料（ランダム土、刃金土相当）に、盛立の一層の仕上がり厚さの概ね1/3以上の石が混入している場合には、これを除去して用いなければならない。																																											
	4) 盛立材料の仮置き 盛立材料を工事用地等に仮置きする場合には、降雨による流亡や崩壊、雨水の浸入等が生じないよう適切な措置を講じるものとし、必要に応じてシート等で保護するものとする。																																											
	5) 盛立 押え盛土の盛立は、第10章2.に掲げる所要の管理基準値を満足するように行わなければならない。 上記の締固めを安定的に行うため、盛立試験の結果によって、次に掲げる転圧機械、まき出し厚さ、転圧速度、転圧回数等により施工するものとする。																																											
	<table><tr><td>材料区分</td><td>転圧機種</td><td>一層のまき出し厚さ</td><td>転圧速度</td><td>転圧回数</td></tr><tr><td>・C-40 ・ランダム土 ・S-40</td><td>振動ロー 10t 級</td><td>試験結果</td><td>3km/hr</td><td>試験結果</td></tr></table>					材料区分	転圧機種	一層のまき出し厚さ	転圧速度	転圧回数	・C-40 ・ランダム土 ・S-40	振動ロー 10t 級	試験結果	3km/hr	試験結果																													
	材料区分	転圧機種	一層のまき出し厚さ	転圧速度	転圧回数																																							
	・C-40 ・ランダム土 ・S-40	振動ロー 10t 級	試験結果	3km/hr	試験結果																																							
	6) 盛立気象条件 降雨、降雪及び気温等の気象条件により、良好な盛立が困難な場合には、盛立工事を中止しなければならない。																																											
	1) 築堤工事に先立って盛立試験を実施するものとする。試験実施は工事用地内を想定している。 なお、試験項目は 3) に示すとおりとし、試験の方法等の詳細は別途監督職員と打合せの上決定するものとするが、事前に盛立試験計画書を作成し、提出するものとする。																																											
	2) 盛立試験結果に基づいて、11. (2)に示す盛立材料の仕様、盛立転圧機種、盛立方法並びに第10章2. (2)に示す盛立の施工管理方法等について検討を行い、設計値の内容に変更がある場合は、監督職員と協議するものとする。																																											
	3) 材料の盛立試験項目 材料の盛立試験は、下表を目安に、それぞれの組合せについて行うが、ここに示す転圧機械以外の機械をこの工事に導入する意向がある場合には、当該機械を用いた同様の盛立試験を受注者の負担により同時に実施しなければならない。 なお、下表の組合せによる盛立試験の結果、所要の規格値を満足しない場合は、監督職員と協議するものとする。 ランダム土は現地に仮置きしている流用土に試験を実施するものとする。 各組合せごとに5m×6mの範囲にまき出し、転圧を行うものとする。																																											
<table><tr><td colspan="2">材料区分</td><td>転圧機種</td><td>転圧速度</td><td>一層の仕上り厚さ</td><td>転圧回数</td><td>試験回数</td></tr><tr><td>上流押え盛土</td><td>C-40</td><td>振動ロー 10t 級</td><td>3km/hr</td><td>30 cm</td><td>4・6・8回</td><td>3</td></tr><tr><td>下流押え盛土</td><td>ランダム土 (流用土)</td><td>振動ロー 10t 級</td><td>3km/hr</td><td>30 cm</td><td>4・6・8回</td><td>3</td></tr><tr><td rowspan="2">フィルター・ドレーン</td><td>砕石 (C-40)</td><td rowspan="2">振動ロー 10t 級</td><td rowspan="2">3km/hr</td><td colspan="3">上流押え盛土 (C-40) の仕様を準用</td></tr><tr><td>砕石 (S-40)</td><td>30 cm</td><td>フィルター (C-40) で決まった転圧回数</td><td>1</td></tr><tr><td>仮締切堤 (刃金土相当)</td><td>購入材</td><td>振動ロー 10t 級</td><td>3km/hr</td><td>30 cm</td><td>4・6・8回</td><td>3</td></tr></table>					材料区分		転圧機種	転圧速度	一層の仕上り厚さ	転圧回数	試験回数	上流押え盛土	C-40	振動ロー 10t 級	3km/hr	30 cm	4・6・8回	3	下流押え盛土	ランダム土 (流用土)	振動ロー 10t 級	3km/hr	30 cm	4・6・8回	3	フィルター・ドレーン	砕石 (C-40)	振動ロー 10t 級	3km/hr	上流押え盛土 (C-40) の仕様を準用			砕石 (S-40)	30 cm	フィルター (C-40) で決まった転圧回数	1	仮締切堤 (刃金土相当)	購入材	振動ロー 10t 級	3km/hr	30 cm	4・6・8回	3	
材料区分		転圧機種	転圧速度	一層の仕上り厚さ	転圧回数	試験回数																																						
上流押え盛土	C-40	振動ロー 10t 級	3km/hr	30 cm	4・6・8回	3																																						
下流押え盛土	ランダム土 (流用土)	振動ロー 10t 級	3km/hr	30 cm	4・6・8回	3																																						
フィルター・ドレーン	砕石 (C-40)	振動ロー 10t 級	3km/hr	上流押え盛土 (C-40) の仕様を準用																																								
	砕石 (S-40)			30 cm	フィルター (C-40) で決まった転圧回数	1																																						
仮締切堤 (刃金土相当)	購入材	振動ロー 10t 級	3km/hr	30 cm	4・6・8回	3																																						

項 目	内 容	備考
12. 地盤改良工 (1)一般事項 		

項 目	内 容	備考																																																																					
13. 塗 装	同等の混合能力を持つ機種により、改良深が2m未満の範囲についてはバックホウ等により所定の深さまで、また改良土が均質になるまで入念に行わなければならない。 ②混合の確認は、混合深について行うものとし、混合にむらが生じた場合は再度混合を行い均一化を図るものとする。																																																																						
(1)一般事項	1) 外注品の塗装仕様についてはメーカー標準仕様とし、塗装色はグレー系とする。 2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修塗装を行い、仕上げるものとする。 3) コンクリート埋設部材については塗装を行わないものとする。 4) 架設後の塗装が不可能な箇所、その他保守管理の困難な部材についての防食対策は、十分に行うものとする。																																																																						
(2)施工方法	1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層ごとに色分けを行い施工するものとする。 2) 現場溶接部及び工場での塗り残し部の塗装は、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。																																																																						
(3)塗装仕様	塗装仕様は原則として下表によるものとする。 1) 工場塗装 <table><tr><th>施工場所</th><th>工 程</th><th>塗 料 等</th><th>標準膜厚</th><th>塗色</th></tr><tr><td rowspan="2">製鋼工場</td><td>素地調整</td><td>ブラスト処理 ISO Sa2 1/2</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>プライマー</td><td>無機ジンクリッチプライマー</td><td>15 μm</td><td>-</td></tr><tr><td rowspan="6">製作工場</td><td>2次素地調整</td><td>ブラスト処理 ISO Sa2 1/2</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>防食下地</td><td>無機ジンクリッチペイント</td><td>75 μm</td><td>-</td></tr><tr><td>ミストコート</td><td>変性エポキシ樹脂塗料下塗</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>下 塗</td><td>エポキシ樹脂塗料下塗</td><td>120 μm</td><td>グレー系</td></tr><tr><td>中 塗</td><td>ふっ素樹脂塗料中塗</td><td>30 μm</td><td>グレー系</td></tr><tr><td>上 塗</td><td>ふっ素樹脂塗料上塗</td><td>25 μm</td><td>グレー系</td></tr></table> 2) 現場塗装（溶接部の塗装仕様） <table><tr><th>区 分</th><th>工 程</th><th>規 格・仕 様</th><th>標準膜厚</th><th>塗色</th></tr><tr><td rowspan="6">現場</td><td>素地調整</td><td>ブラスト処理 ISO Sa2 1/2</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>防食下地</td><td>有機ジンクリッチペイント</td><td>75 μm</td><td>-</td></tr><tr><td>下 塗</td><td>変性エポキシ樹脂塗料下塗</td><td>60 μm</td><td>-</td></tr><tr><td>下 塗</td><td>変性エポキシ樹脂塗料下塗</td><td>60 μm</td><td>-</td></tr><tr><td>中 塗</td><td>ふっ素樹脂塗料中塗</td><td>30 μm</td><td>-</td></tr><tr><td>上 塗</td><td>ふっ素樹脂塗料上塗</td><td>25 μm</td><td>グレー系</td></tr></table>	施工場所	工 程	塗 料 等	標準膜厚	塗色	製鋼工場	素地調整	ブラスト処理 ISO Sa2 1/2	-	-	プライマー	無機ジンクリッチプライマー	15 μm	-	製作工場	2次素地調整	ブラスト処理 ISO Sa2 1/2	-	-	防食下地	無機ジンクリッチペイント	75 μm	-	ミストコート	変性エポキシ樹脂塗料下塗	-	-	下 塗	エポキシ樹脂塗料下塗	120 μm	グレー系	中 塗	ふっ素樹脂塗料中塗	30 μm	グレー系	上 塗	ふっ素樹脂塗料上塗	25 μm	グレー系	区 分	工 程	規 格・仕 様	標準膜厚	塗色	現場	素地調整	ブラスト処理 ISO Sa2 1/2	-	-	防食下地	有機ジンクリッチペイント	75 μm	-	下 塗	変性エポキシ樹脂塗料下塗	60 μm	-	下 塗	変性エポキシ樹脂塗料下塗	60 μm	-	中 塗	ふっ素樹脂塗料中塗	30 μm	-	上 塗	ふっ素樹脂塗料上塗	25 μm	グレー系	
施工場所	工 程	塗 料 等	標準膜厚	塗色																																																																			
製鋼工場	素地調整	ブラスト処理 ISO Sa2 1/2	-	-																																																																			
	プライマー	無機ジンクリッチプライマー	15 μm	-																																																																			
製作工場	2次素地調整	ブラスト処理 ISO Sa2 1/2	-	-																																																																			
	防食下地	無機ジンクリッチペイント	75 μm	-																																																																			
	ミストコート	変性エポキシ樹脂塗料下塗	-	-																																																																			
	下 塗	エポキシ樹脂塗料下塗	120 μm	グレー系																																																																			
	中 塗	ふっ素樹脂塗料中塗	30 μm	グレー系																																																																			
	上 塗	ふっ素樹脂塗料上塗	25 μm	グレー系																																																																			
区 分	工 程	規 格・仕 様	標準膜厚	塗色																																																																			
現場	素地調整	ブラスト処理 ISO Sa2 1/2	-	-																																																																			
	防食下地	有機ジンクリッチペイント	75 μm	-																																																																			
	下 塗	変性エポキシ樹脂塗料下塗	60 μm	-																																																																			
	下 塗	変性エポキシ樹脂塗料下塗	60 μm	-																																																																			
	中 塗	ふっ素樹脂塗料中塗	30 μm	-																																																																			
	上 塗	ふっ素樹脂塗料上塗	25 μm	グレー系																																																																			
14. コンクリート工	生コンクリート打設後のシュート等の洗浄は、現場内で行うものとする。 なお、発生する廃棄物は、ピットやベッセル等を設置し、受注者の責において処理するものとする。																																																																						
15. 法面保護工	大型張ブロックは、展開図（割付図）を作成の上、法高の調整、端部の取付等で規格のブロックの使用が不適当な場合は、監督職員の承諾を得て、現場打ちコンクリートで施工するものとする。																																																																						
16. 基礎工 （管体基礎工）	1) 基礎材は、砂（SF 相当以上）を使用するものとする。 2) 掘削の仕上げに当たっては、特に基礎面の攪乱による基床の緩みが生じて管を部分的に支えることのないよう十分留意して所定の標高に仕上げるものとする。 3) 基床部及び管測部の締固めは、一層仕上がり厚さ 30 cm以下となるようまき出し、最大乾燥密度の 90 %以上となるよう締固めを行わなければならない。 なお、管測部の締固めは施工条件に合った小型締固め機械により行うこととするが、これらによる締固めが不可能な箇所は突き棒等により入念に施工しなければならない。																																																																						

項 目	内 容	備考																																		
17. 管体工 (1)ダクティル鋳鉄管	1) 管の接合に用いる接合部品は、JIS G5527（ダクティル鋳鉄異形管）の附属書（ダクティル鋳鉄管用接合部品）による。 2) 切管の長さは、1.0m以上とする。																																			
18. 原形復旧工 (1)既設構造物復旧	工事区間の中に設計図書に明示していない既設構造物が発見された場合、撤去復旧を必要に応じ追加することがある。																																			
第10章 施工管理																																				
1. 主任技術者等の資格	主任技術者等の資格は、入札説明書によるものとする。																																			
2. 施工管理 (1)工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。																																			
(2)施工管理の追加項目	施工管理に定めのない追加項目とその管理基準等は、次によらなければならない。 1) ダム築堤工の施工管理については、下表のとおりとするが、下表に示す試験方法によらない場合は、事前に監督職員と協議し承諾を受けなければならない。																																			
	<table><tr><th>材料</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>試験頻度</th><th>規格値</th><th>試験回数 (参考)</th></tr><tr><td>ランダム土</td><td>現場密度の測定(φ300mm, 砂置換法)</td><td>JGS 1611</td><td>1 回/1,000 m³</td><td>D 値 95%以上</td><td>8 回</td></tr><tr><td>上流押え盛土</td><td>現場密度の測定(φ300mm, 砂置換法)</td><td>JGS 1612</td><td>1 回/1,000 m³</td><td>20.0 kN/m³以上</td><td>10 回</td></tr><tr><td>フィルタードレーン</td><td>現場密度の測定(φ300mm, 水置換法)</td><td>JGS 1612</td><td>1 回/1,000 m³</td><td>20.0 kN/m³以上</td><td>4 回</td></tr><tr><td rowspan="2">仮締切堤 (刃金土相当)</td><td>現場密度の測定(φ200mm, 砂置換法)</td><td>JGS 1611</td><td rowspan="2">1 回/1,000 m³</td><td>D 値 95%以上</td><td>3 回</td></tr><tr><td>現場透水性試験(φ200mm, 簡易定水位法)</td><td>JGS 1316</td><td>k=5×10⁻⁵cm/s 以下</td><td>3 回</td></tr></table>	材料	試験項目	試験方法	試験頻度	規格値	試験回数 (参考)	ランダム土	現場密度の測定(φ300mm, 砂置換法)	JGS 1611	1 回/1,000 m ³	D 値 95%以上	8 回	上流押え盛土	現場密度の測定(φ300mm, 砂置換法)	JGS 1612	1 回/1,000 m ³	20.0 kN/m ³ 以上	10 回	フィルタードレーン	現場密度の測定(φ300mm, 水置換法)	JGS 1612	1 回/1,000 m ³	20.0 kN/m ³ 以上	4 回	仮締切堤 (刃金土相当)	現場密度の測定(φ200mm, 砂置換法)	JGS 1611	1 回/1,000 m ³	D 値 95%以上	3 回	現場透水性試験(φ200mm, 簡易定水位法)	JGS 1316	k=5×10 ⁻⁵ cm/s 以下	3 回	
材料	試験項目	試験方法	試験頻度	規格値	試験回数 (参考)																															
ランダム土	現場密度の測定(φ300mm, 砂置換法)	JGS 1611	1 回/1,000 m ³	D 値 95%以上	8 回																															
上流押え盛土	現場密度の測定(φ300mm, 砂置換法)	JGS 1612	1 回/1,000 m ³	20.0 kN/m ³ 以上	10 回																															
フィルタードレーン	現場密度の測定(φ300mm, 水置換法)	JGS 1612	1 回/1,000 m ³	20.0 kN/m ³ 以上	4 回																															
仮締切堤 (刃金土相当)	現場密度の測定(φ200mm, 砂置換法)	JGS 1611	1 回/1,000 m ³	D 値 95%以上	3 回																															
	現場透水性試験(φ200mm, 簡易定水位法)	JGS 1316		k=5×10 ⁻⁵ cm/s 以下	3 回																															
	※D 値 95%は、JIS A 1210 の A-c 法で求めた値に対する数値。 ※現場密度の試験数は1箇所当たり原則、横断方向に3試料実施する。 なお、横断幅が狭く横断方向で3試料の試験が出来ない場合は千鳥配置又は堤体軸方向で3試料実施する。																																			
	2) 鋼板巻立て工 ①鋼板巻立て工に用いる鋼板の施工管理は、次のとおりとする。																																			
	<table><tr><th>管理項目</th><th>単位</th><th>管理値</th></tr><tr><td>長さ</td><td>mm</td><td>± 4mm</td></tr><tr><td>幅</td><td>mm</td><td>± 4mm</td></tr><tr><td>厚さ</td><td>mm</td><td>0 ～ + 4mm</td></tr></table>	管理項目	単位	管理値	長さ	mm	± 4mm	幅	mm	± 4mm	厚さ	mm	0 ～ + 4mm																							
管理項目	単位	管理値																																		
長さ	mm	± 4mm																																		
幅	mm	± 4mm																																		
厚さ	mm	0 ～ + 4mm																																		

項 目	内 容	備考														
	②現場溶接部試験 溶接部の欠陥の有無を確認するための探傷試験を行うものとする。試験方法については監督職員が別途指示する。 なお、詳細については、監督職員の指示による。 ③鋼板巻立て工の施工に先立ち、取水塔の測量を行い、監督職員に報告するものとする。															
	3) 耐震対策工															
	①出来形・品質管理															
	<table><tr><th>工種</th><th>測定項目</th><th>規格値</th><th>測定基準</th></tr><tr><td rowspan="3">グラウンドアンカー</td><td>アンカー引張試験</td><td>試験荷重は別途指示</td><td>各構造毎、各径毎に3本を実施する。</td></tr><tr><td>多サイクル試験</td><td>試験荷重は別途指示</td><td>全数測定</td></tr><tr><td>アンカー定着長</td><td>－20mm 以内かつ －1D以内</td><td>全数測定 D：アンカーボルト径(mm)</td></tr></table>	工種	測定項目	規格値	測定基準	グラウンドアンカー	アンカー引張試験	試験荷重は別途指示	各構造毎、各径毎に3本を実施する。	多サイクル試験	試験荷重は別途指示	全数測定	アンカー定着長	－20mm 以内かつ －1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径(mm)	
	工種	測定項目	規格値	測定基準												
	グラウンドアンカー	アンカー引張試験	試験荷重は別途指示	各構造毎、各径毎に3本を実施する。												
		多サイクル試験	試験荷重は別途指示	全数測定												
		アンカー定着長	－20mm 以内かつ －1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径(mm)												
	<table><tr><th>工種</th><th>測定項目</th><th>規格値</th><th>測定基準</th></tr><tr><td rowspan="2">管理橋補強工 落橋防止工</td><td>アンカー引張試験</td><td>試験荷重は別途指示</td><td>各構造毎、各径毎に3本を実施する。</td></tr><tr><td>アンカー定着長</td><td>－20mm 以内かつ 1D以内</td><td>全数測定 D：アンカーボルト径(mm)</td></tr></table>	工種	測定項目	規格値	測定基準	管理橋補強工 落橋防止工	アンカー引張試験	試験荷重は別途指示	各構造毎、各径毎に3本を実施する。	アンカー定着長	－20mm 以内かつ 1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径(mm)				
	工種	測定項目	規格値	測定基準												
管理橋補強工 落橋防止工	アンカー引張試験	試験荷重は別途指示	各構造毎、各径毎に3本を実施する。													
	アンカー定着長	－20mm 以内かつ 1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径(mm)													
②撮影記録による出来形管理																
<table><tr><th>工種</th><th>撮影箇所</th><th>撮影基準</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="2">グラウンドアンカー 管理橋補強工 落橋防止工</td><td>アンカー引張試験</td><td>構造物毎、径毎に1箇所撮影</td><td></td></tr><tr><td>アンカー定着長</td><td>構造物毎、径毎に1箇所撮影する</td><td></td></tr></table>	工種	撮影箇所	撮影基準	備 考	グラウンドアンカー 管理橋補強工 落橋防止工	アンカー引張試験	構造物毎、径毎に1箇所撮影		アンカー定着長	構造物毎、径毎に1箇所撮影する						
工種	撮影箇所	撮影基準	備 考													
グラウンドアンカー 管理橋補強工 落橋防止工	アンカー引張試験	構造物毎、径毎に1箇所撮影														
	アンカー定着長	構造物毎、径毎に1箇所撮影する														
アンカーボルト定着長について、「超音波パルス反射法によるアンカーボルト長さ測定要領(案)」により確認が困難な箇所は、測定管理記録の他に定着長（埋込み長）が確認出来る写真を監督職員に提出するものとする。																
4) 地盤改良工																
①出来形・品質管理																
<table><tr><th>工種</th><th>測定項目</th><th>規格値</th><th>測定基準</th></tr><tr><td>地盤改良</td><td>改良深さ、幅</td><td>設計値以上</td><td>200m² に1回測定、 200m² 未満は2回測定</td></tr><tr><td>地盤改良</td><td>地耐力 (コーン貫入試験)</td><td>設計値以上</td><td>改良土量200m² に1回 測定</td></tr></table>	工種	測定項目	規格値	測定基準	地盤改良	改良深さ、幅	設計値以上	200m ² に1回測定、 200m ² 未満は2回測定	地盤改良	地耐力 (コーン貫入試験)	設計値以上	改良土量200m ² に1回 測定				
工種	測定項目	規格値	測定基準													
地盤改良	改良深さ、幅	設計値以上	200m ² に1回測定、 200m ² 未満は2回測定													
地盤改良	地耐力 (コーン貫入試験)	設計値以上	改良土量200m ² に1回 測定													
②撮影記録による出来形管理																
<table><tr><th>工種</th><th>測定箇所</th><th>撮影基準</th><th>備考</th></tr><tr><td>地盤改良</td><td>改良深さ、幅</td><td>200m² に1回測定、 200m² 未満は2回測定</td><td></td></tr></table>	工種	測定箇所	撮影基準	備考	地盤改良	改良深さ、幅	200m ² に1回測定、 200m ² 未満は2回測定									
工種	測定箇所	撮影基準	備考													
地盤改良	改良深さ、幅	200m ² に1回測定、 200m ² 未満は2回測定														
3. 六価クロム溶出試験	本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。 なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」によるものとする。 また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。															

項 目	内 容			備考
	対象工法	配合試験段階 検体数	備考	
	混合処理工法	9 検体		
4. CORINS への登録	技術者の従事期間は契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないものとする。			
第 11 章 条件変更の補足	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等には示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 土質、地質 2) 予想し得なかった騒音規制、交通規制 3) 第三者による事業の妨害等の発生 4) 仮設工 5) 産業廃棄物 6) 排水等の処理 7) 保安対策 8) 関係機関との協議 9) その他監督職員が認めた事項			
第 12 章 公共事業関係調査に関する協力	本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要と協力を行わなければならない。			
第 13 章 その他	工事完成図書を共通仕様書第 1 編 1-1-37 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。			
1. 電子納品	1) 工事完成図書の電子媒体 (CD-R、DVD-R 又は BD-R) 正副 2 部 2) 工事完成図書の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）			
2. 建設副産物情報交換システムの利用	本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。			
3. 配置予定監理技術者等の専任期間	1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。 2) 契約締結日の翌日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。			
4. 週休 2 日による施工	1) 本工事は、週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通信費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休 2 日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 2) 「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始			

項 目	内 容	備考																																		
	を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正をする。 ①補正係数 <table><tr><td></td><td>4週8休以上 〔現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上〕</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.05</td></tr></table> ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「近畿農政局工事成績等評定実施要領」（以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。 6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。 <table><tr><th>名称</th><th>区分</th><th>補正係数 4週8休以上</th></tr><tr><td>鉄筋工（太径鉄筋含む）</td><td></td><td>1.02</td></tr><tr><td>鉄筋工（ガス圧接）</td><td></td><td>1.02</td></tr><tr><td>排水構造物</td><td></td><td>1.02</td></tr><tr><td>コンクリートブロック積工</td><td></td><td>1.02</td></tr><tr><td>構造物とりこわし工</td><td>機械</td><td>1.02</td></tr><tr><td>鋼橋塗装工</td><td></td><td>1.01</td></tr><tr><td>法面工</td><td></td><td>1.01</td></tr></table>		4週8休以上 〔現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上〕	労務費	1.02	機械経費（賃料）	1.02	共通仮設費（率分）	1.02	現場管理費（率分）	1.05	名称	区分	補正係数 4週8休以上	鉄筋工（太径鉄筋含む）		1.02	鉄筋工（ガス圧接）		1.02	排水構造物		1.02	コンクリートブロック積工		1.02	構造物とりこわし工	機械	1.02	鋼橋塗装工		1.01	法面工		1.01	
	4週8休以上 〔現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上〕																																			
労務費	1.02																																			
機械経費（賃料）	1.02																																			
共通仮設費（率分）	1.02																																			
現場管理費（率分）	1.05																																			
名称	区分	補正係数 4週8休以上																																		
鉄筋工（太径鉄筋含む）		1.02																																		
鉄筋工（ガス圧接）		1.02																																		
排水構造物		1.02																																		
コンクリートブロック積工		1.02																																		
構造物とりこわし工	機械	1.02																																		
鋼橋塗装工		1.01																																		
法面工		1.01																																		

項 目	内 容	備考																		
第14章 情報化施工技術の活用について	1. 適用 本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、受注者の発議により、下表の適用工種に係る起工測量、設計図書の精査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」（受注者希望型）である。																			
	<table><tr><td>情報化施工技術</td><td>適用工種</td></tr><tr><td>1. TS等光波方式出来形管理技術</td><td>土工、地盤改良工</td></tr><tr><td>2. TS（ノンプリズム方式）出来形管理技術</td><td>土工、地盤改良工</td></tr><tr><td>3. UAV空中写真測量出来形管理技術</td><td>土工、地盤改良工</td></tr><tr><td>4. TLS出来形管理技術</td><td>土工、地盤改良工</td></tr><tr><td>5. UAVレーザー出来形管理技術</td><td>土工、地盤改良工</td></tr><tr><td>6. 地上移動体搭載型LS出来形管理技術</td><td>土工、地盤改良工</td></tr><tr><td>7. RTK-GNSS出来形管理技術</td><td>土工、地盤改良工</td></tr><tr><td>8. ICT建設機械施工技術</td><td>土工、地盤改良工</td></tr></table>	情報化施工技術	適用工種	1. TS等光波方式出来形管理技術	土工、地盤改良工	2. TS（ノンプリズム方式）出来形管理技術	土工、地盤改良工	3. UAV空中写真測量出来形管理技術	土工、地盤改良工	4. TLS出来形管理技術	土工、地盤改良工	5. UAVレーザー出来形管理技術	土工、地盤改良工	6. 地上移動体搭載型LS出来形管理技術	土工、地盤改良工	7. RTK-GNSS出来形管理技術	土工、地盤改良工	8. ICT建設機械施工技術	土工、地盤改良工	
	情報化施工技術	適用工種																		
	1. TS等光波方式出来形管理技術	土工、地盤改良工																		
	2. TS（ノンプリズム方式）出来形管理技術	土工、地盤改良工																		
	3. UAV空中写真測量出来形管理技術	土工、地盤改良工																		
	4. TLS出来形管理技術	土工、地盤改良工																		
	5. UAVレーザー出来形管理技術	土工、地盤改良工																		
	6. 地上移動体搭載型LS出来形管理技術	土工、地盤改良工																		
	7. RTK-GNSS出来形管理技術	土工、地盤改良工																		
	8. ICT建設機械施工技術	土工、地盤改良工																		
	2. 協議・報告 受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。 なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。																			
	3. 使用する機器・ソフトウェア 情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。																			
	4. 情貸与資料 基本設計データ及び3次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。 なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。																			
<table><tr><td></td><td>貸与資料</td><td>備考</td></tr><tr><td>1</td><td>令和4年度東条川二期農業水利事業 船木池堤体他改修実施設計業務報告書</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>図面のCAD データ</td><td></td></tr></table>		貸与資料	備考	1	令和4年度東条川二期農業水利事業 船木池堤体他改修実施設計業務報告書		2	図面のCAD データ												
	貸与資料	備考																		
1	令和4年度東条川二期農業水利事業 船木池堤体他改修実施設計業務報告書																			
2	図面のCAD データ																			
5. 確認及び検査 受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式等を準備しなければならない。																				
6. 電子納品 受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき提出しなければならない。																				
7. 情報化施工技術の活用に関する費用 1) 情報化施工技術の活用に関する費用については設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。 2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。																				
第15章 CCUS活用推奨モデル工事	1) 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。																			
	2) 受注者は、CCUSの活用について希望する場合、工事着手前に発注者に対して協議し、CCUSの活用に取り組むものとする。 また、受注者がCCUSの活用に取り組む場合は、本条3～7を適用するものとし、受注者がCC																			

項 目	内 容	備考
第16章 定めなき事項	USの活用に取り組まない場合は、本条3～7は適用しないものとする。 3) 受注者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。 4) 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。 ・下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。 ・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。 ・CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。 ・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。 ・登録事業者率：CCUS登録事業者の数／下請企業の数 ・登録技能者率：CCUS登録技能者の数／技能者の数 ・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数 ・平均登録事業者率：5に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値 ・平均登録技能者率：5に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値 ・平均就業履歴蓄積率：5に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値 5) 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（当該計測した日を以下「計測日」という。）し、発注者に報告する。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。ただし、計測頻度については、CCUSの改修状況を踏まえて、受発注者の協議の上で変更することがある。 6) 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率80%以上及び平均就業履歴蓄積率50%以上（以下「目標基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において1点加点を行う。また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に1点加点を行う。 7) 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率70%、平均登録技能者率60%、平均就業履歴蓄積率30%のいずれかが未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。 8) モデル工事における効果や課題を検証するため、発注者がCCUSの活用状況等の実態調査を行う場合は、これに協力すること。	
	この特別仕様書に定めなき事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	